⑻　契約書作成　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

①　単体有資格業者として参加する場合　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体及び特定建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書を提出したときに限り、中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　電話052―953―8138）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

②　特定建設工事共同企業体として参加する場合　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該構成員が当該資格の認定を受け、かつ、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

⑿　申請書・詳細技術資料の内容のヒアリング　申請書・詳細技術資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

⒀　施工体制確認のヒアリング　入札の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書等、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

⒁　申請書・詳細技術資料の留意事項　競争参加資格の審査において、申請書・詳細技術資料の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書・詳細技術資料の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。なお、申請書に対する詳細技術資料の取扱いについては以下のとおりとし、④の場合については、競争参加資格を認めない。

ａ・・・申請書に関わる「簡易技術資料」による評価点

ｂ・・・「詳細技術資料」において、発注者が確認した評価点

・競争参加資格有りとなる場合

①　ａ＜ｂ

②　ａ＝ｂ

③　ａ＞ｂ（※ｂが一次選抜者の最下位の点数以上の場合）

・競争参加資格無しとなる場合

④　ａ＞ｂ（※ｂが一次選抜者の最下位の点数未満の場合）

⒂　本公告文の各項目及び、工事の入札に関する詳細は、入札説明書による。

別表１　試行工事等一覧

当該工事は、以下に示す試行等の対象工事である。

１　フレックス工期　本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事であり、前余裕期間を設定している。前余裕期間とは、契約の締結から工事の始期の前日までの期間をいう。工事の始期の前日までの前余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、前余裕期間の間は現場への資材の搬入や仮設物の設置等、現場での実際の工事のための準備は行ってはならないが、現場での作業を伴わない工事実施に向けての必要な以下に示す内業等はできる。

・資機材の手配（契約等）
・下請け業者との契約
・発注者との打合せ
・その他、発注者が認めたもの

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

２　総価契約単価合意方式　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。本方式の実施方式としては、

⑺　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。⑴において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

⑴　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」－「契約書様式」－「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。

その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

３　出来高部分払方式　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

４　契約後ＶＥ方式　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

５　電子入札システム　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

６　生産性向上チャレンジ　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

７　ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

８　ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。但し、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

９　間接工事費の実績変更方式　間接工事費の実績変更方式の試行

①　共通仮設費（率分）の実績変更　本工事は、共通仮設費（率分）のうち、「運搬費」・「安全費」（以下、共通仮設費（率分）の実績変更）について、最終精算変更時にその金額を実績により変更することが出来る「共通仮設費（率分）の実績変更方式」の試行工事である。

②　地域外からの労働者確保に要する間接費の実績変更　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下、実績変更対象費）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難に